

## 5 「電子調達システム」の活用

勸 告	説明図表番号
<p>各府省が締結している契約の適正化に資するため、18年8月財務大臣通知において、各府省は、国の支出の原因となる契約に係る情報（契約金額、契約の相手方の名称等、一般競争又は指名競争の別、随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由等）について公表するとともに、毎年度、契約統計を作成し財務大臣に送付すること等とされている。</p>	<p>表5-①、②</p>
<p>今回、18府省の計251会計機関における平成23年度から24年度上半期までの契約の締結状況等について調査した結果、他府省における契約の実施方法、仕様等の内容の詳細な情報等を把握することができていないことなどにより、i) オンライン情報サービス提供業務や複写機の保守等業務の調達について、一般競争契約としている府省がある一方で、競争性のない随意契約としている府省がある、ii) 広報媒体（広報誌、DVD等）の制作業務の調達について、平成18年7月に財務大臣との包括協議が整い、各府省の長による個別協議を経ることなく総合評価落札方式を採用することが可能となっているが、企画競争による随意契約としている府省があるなど、各府省が調達している同種の業務であっても、府省により契約方法が区々となっている例がみられた。（計4事例）</p> <p>一方、平成26年1月現在、国が行う役務、物品等の調達に係る内部手続を原則電子化し、調達手続の合理化、情報の一元化等による企業等の利便性の向上、行政事務の簡素化・効率化等を図るため、総務省において「電子調達システム」の開発が行われており、平成26年3月から28年3月までに各府省等で順次導入予定となっている。</p> <p>同システムにより、各府省が作成している契約統計等の対象となっていない少額随意契約も含め、各府省が締結する契約案件について、広くその仕様等の内容の情報を把握することが可能となる予定である。</p> <p>このため、今後、各府省は、同システムを活用して他府省における契約に関する情報を参考にするなどにより、契約に係る仕様等の見直し、複数の少額随意契約を一括した一般競争契約への移行、共同調達等の一層の推進等、契約について不断の見直しを行うことが重要であると考えられる。</p>	<p>表5-③～⑥</p>

表5-① 「公共調達<sup>1</sup>の適正化について」(平成18年8月25日付け財計第2017号) <抜粋>

3. 契約に係る情報の公表

(1) 国の支出の原因となる契約(国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平成6年法律第113号)第31条の方式による米穀等及び麦等の買入に係るものを除く。)を締結したときは、その日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、各年度の4月1日から4月30日までの間に締結した契約については、93日以内に公表することができる。

また、外国に所在する契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)又は防衛庁設置法(昭和29年法律第164号)第28条の部隊及び機関に所属する契約担当官等が締結した契約であって、72日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後、遅滞なく行うものとする。

- ① 公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨(随意契約を行った場合を除く。)
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。)
- ⑧ 落札率(契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。)
- ⑨ 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。)
- ⑩ 所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪ その他必要と認められる事項

(注一) 公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに公共工事(公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。)と物品等又は役務をそれぞれ別表にする方法により行うものとする。

(注二) 公表は、別紙様式1、別紙様式2、別紙様式3及び別紙様式4により行うものとする。ただし、一覧表形式による公表を行うためのシステム改修などの準備に期間を要する場合は、準備が整うまでの間、契約別の個表による公表を行うことができる。

(2) 公表は、本省庁のホームページにおいて、地方支分部局等で締結した契約をあわせて公表する方法によるほか、各地方支分部局等のホームページで公表する方法によることができる。

また、一定期間において締結した契約をまとめて公表することができる。

(3) 各地方支分部局等のホームページで公表する場合には、本省庁の公表ページに各地方支分部局等の公表ページへの直接のリンクを行うものとする。

(4) 公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日までホームページに掲載しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

表5-② 「予算執行等に係る情報の公表等に関する指針」(平成25年6月28日内閣官房行政改革推進本部事務局) <抜粋>

2. 予算執行等に係る情報についての公表等

(3) 委託調査費に関する事項

① 公表事項

各府省庁は、委託調査費の契約状況について、次に掲げる事項を公表する。

(ア) 調査の名称・概要

(イ) 契約の相手方名

(ウ) 契約形態(一般競争入札、企画競争随意契約等)

(エ) 契約金額

(オ) 契約締結日

(カ) 成果物

② 公表時期等

上記①の公表については、各府省庁は、国の支出の原因となる契約を締結した日を含む四半期の終了日の翌日から起算して、72日以内に公表する。ただし、上記①(カ)の成果物については、成果物の報告がなされた後、速やかに行う。

③ その他

各府省庁は、成果物の分量が多大な場合、その概要のみを公表することができる。この場合においては、各府省庁は、成果物全体について公にしておくものとする。

各府省庁は、成果物の公表等により行政の適正な遂行に支障をきたすおそれのある場合には、その公表等を行わないことができる。

3. 公表の方法等

(1) 各府省庁の対応

各府省庁は、上記1.及び2.の公表については、ホームページにおける公表により対応するものとする。その際、各府省庁は、一元的なポータルとなるページを設け、上記2.(1)④及び(2)④により、各地方支分部局のホームページ等において公表を行った場合には、ポータルとなるページにリンクをはる。また、数値データについては、特段の支障のない限り、PDF形式ではなく、Excel等編集可能な形式で公表する。

(2) 電子政府の総合窓口(e-Gov)及び財務省ホームページにおける対応

総務省は電子政府の総合窓口(e-Gov)に、財務省は財務省ホームページに、それぞれ各府省庁が行う1.及び2.の公表がなされているページに対して、一元的なリンクをはる。

(3) 掲載期間

各府省庁は、公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも5年が経過する日までホームページに掲載しなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

表5-③ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例①

機関等名	内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会（警察庁）、金融庁、消費者庁、法務省、財務省、経済産業省																						
契約案件名	オンライン情報サービスの提供業務																						
契約方式	一般競争契約、競争性のない随意契約																						
契約の相手方	民間事業者																						
契約日	—																						
契約金額（税込）	—																						
応札者等数	—																						
概要	<p>（説明）</p> <p>当省が調査を実施した府省のうち内閣府、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、法務省、財務省及び経済産業省の8府省では、平成23年度又は24年度において、主要各紙の記事のみならず地方紙や業界紙など幅広い情報にインターネットを利用して端末から迅速にアクセスできるオンライン情報サービスのうち同一のサービスの調達を行っている。</p> <p>上記府省のうち、警察庁を除く7府省においては、表1のとおり、当該情報を提供する者が他に存在しないなどとして、当該情報サービスを提供している特定の事業者（以下「特定事業者」という。）と、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約を締結している。</p> <p>表1 7府省における同一のオンライン情報サービスの調達の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府省名</th> <th>契約日</th> <th>契約方式</th> <th>随意契約とした具体的な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内閣府</td> <td>平成24年4月2日</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>必要とするサービスの提供者が他に存在しないため（行政目的を達成するために不可欠な特定情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため）</td> </tr> <tr> <td>公正取引委員会</td> <td>平成24年4月1日</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>特定事業者は当該情報サービスの提供者であり、他に同サービスの提供者が存在しないことから</td> </tr> <tr> <td>金融庁</td> <td>平成23年4月1日</td> <td>競争性のない随意契約</td> <td>情報提供している事業者が開発し、情報提供しているものであり、当該サービスを受けるためには当該事業者の代理店と契約を締結する必要がある。当該代理店は複数存在しているが、情報提供している事業者が、「金融庁を含む官公庁は特定事業者を代理店とする」ものとするとしていること、及び当該サービスについての料金は情報提供している事業者が統一的に決定しており、各代理店において価格の競争を行うことは不可能であることから、特定事業者と契約を締結することとする。</td> </tr> <tr> <td>消費者</td> <td>平成24年4月2日</td> <td>競争性の</td> <td>他に当該サービスの提供者が存在し</td> </tr> </tbody> </table>			府省名	契約日	契約方式	随意契約とした具体的な理由	内閣府	平成24年4月2日	競争性のない随意契約	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため（行政目的を達成するために不可欠な特定情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため）	公正取引委員会	平成24年4月1日	競争性のない随意契約	特定事業者は当該情報サービスの提供者であり、他に同サービスの提供者が存在しないことから	金融庁	平成23年4月1日	競争性のない随意契約	情報提供している事業者が開発し、情報提供しているものであり、当該サービスを受けるためには当該事業者の代理店と契約を締結する必要がある。当該代理店は複数存在しているが、情報提供している事業者が、「金融庁を含む官公庁は特定事業者を代理店とする」ものとするとしていること、及び当該サービスについての料金は情報提供している事業者が統一的に決定しており、各代理店において価格の競争を行うことは不可能であることから、特定事業者と契約を締結することとする。	消費者	平成24年4月2日	競争性の	他に当該サービスの提供者が存在し
府省名	契約日	契約方式	随意契約とした具体的な理由																				
内閣府	平成24年4月2日	競争性のない随意契約	必要とするサービスの提供者が他に存在しないため（行政目的を達成するために不可欠な特定情報であり、当該情報を提供する者が他に存在しないため）																				
公正取引委員会	平成24年4月1日	競争性のない随意契約	特定事業者は当該情報サービスの提供者であり、他に同サービスの提供者が存在しないことから																				
金融庁	平成23年4月1日	競争性のない随意契約	情報提供している事業者が開発し、情報提供しているものであり、当該サービスを受けるためには当該事業者の代理店と契約を締結する必要がある。当該代理店は複数存在しているが、情報提供している事業者が、「金融庁を含む官公庁は特定事業者を代理店とする」ものとするとしていること、及び当該サービスについての料金は情報提供している事業者が統一的に決定しており、各代理店において価格の競争を行うことは不可能であることから、特定事業者と契約を締結することとする。																				
消費者	平成24年4月2日	競争性の	他に当該サービスの提供者が存在し																				

庁		ない随意契約	ない。
法務省	平成24年4月2日	競争性のない随意契約	当該サービスは、特定事業者のみが情報配信しているサービスであるため、他の企業からは同様なサービスを受けることができない。
財務省	平成24年4月2日	競争性のない随意契約	当該サービスは、情報提供している事業者が開発し、特定事業者が販売代理店として提供しており、他との競合を許さない。
経済産業省	平成24年4月2日	競争性のない随意契約	当該サービスは、特定事業者のみが情報配信しているサービスであるため、他の企業からは同様なサービスを受けることができない。

(注) 本表は、18年8月財務大臣通知に基づき各府省が公表している契約に係る情報、各府省が締結している契約関係書類等に基づき、当省が作成した。

一方、警察庁においては、平成24年度において、当該サービスを一般競争入札により調達しているが、表2のとおり、特定事業者以外の者も含め2者が応札し、特定事業者ではない事業者の方が安価な価格で落札している。

表2 警察庁における同一のオンライン情報サービスの調達の概要

契約日	契約金額 (税込)	契約方式	一般競争入札の状況
平成24年4月2日	13,180,072 円	一般競争契約 (単価契約)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応札者：2者</li> <li>・ 入札金額 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定事業者：13,318,200円</li> <li>他の事業者：12,552,450円</li> <li>(特定事業者の94.3%の金額)</li> </ul> </li> </ul>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「契約金額」欄の金額は、警察庁が18年8月財務大臣通知に基づき公表している情報において、予定調達総額として示されている金額である。

(注) 当省の調査結果による。

表5-④ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例②

機関等名	法務省（公安調査庁）								
契約案件名	複写機の保守業務								
契約方式	競争性のない随意契約								
契約の相手方	民間事業者								
契約日	平成23年4月1日								
契約金額（税込）	単価契約								
応札者等数	－								
概要	<p>（説明）</p> <p>公安調査庁では、平成23年度において、複写機の保守業務について、当該複写機の保守に必要な技術能力及び保守部品を有する者が当該複写機を製造又は販売した事業者（以下「製造元」という。）のみであり契約の性質又は目的が競争を許さないとして、製造元と随意契約を締結している。</p> <p>同庁では、随意契約の締結に当たり、本件業務に従事するために派遣される技術員の要件について、仕様書において、「保守点検作業を行う技術員は、製造メーカーの技術教育を受け、かつ、複写機等の保守点検作業等を行う技能を有する者とする。」としている。</p> <p>上記の技術員の要件を仕様書で定めていることについて、同庁では、該当する技術者がいれば、製造元以外の事業者が本業務を請け負うということもあり得るためとしている。</p> <p>一方、下表のとおり、他府省において類似業務について一般競争契約により調達している例がみられた。</p> <p>表 複写機等の保守業務について一般競争契約により調達している例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>府省名</th> <th>契約案件名</th> <th>契約方式</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文部科学省</td> <td>フルカラー複合機の保守及び消耗品の供給</td> <td>一般競争契約</td> <td>競争参加の条件として、保守業務を履行できることを証明する書類の提出を求めている。</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）当省の調査結果による。</p>	府省名	契約案件名	契約方式	概要	文部科学省	フルカラー複合機の保守及び消耗品の供給	一般競争契約	競争参加の条件として、保守業務を履行できることを証明する書類の提出を求めている。
府省名	契約案件名	契約方式	概要						
文部科学省	フルカラー複合機の保守及び消耗品の供給	一般競争契約	競争参加の条件として、保守業務を履行できることを証明する書類の提出を求めている。						

（注）当省の調査結果による。

表5-⑤ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例③

機関等名	公正取引委員会（事務総局官房総務課会計室）
契約案件名	優越ガイドライン映像資料の制作に係る委託業務
契約方式	企画競争による随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成23年4月1日
契約金額（税込）	5,925,150円
応札者等数	7者
概要	<p>（説明）</p> <p>公正取引委員会では、平成23年度において、同委員会が作成している「優越的地位の濫用ガイドライン」を広く国民に分かりやすく伝えるため、同ガイドラインを紹介する映像資料（DVD）の制作業務について、企画競争による随意契約を締結している。</p> <p>本企画競争の実施に当たっては、採点項目に「費用の節約度合い」を設定しており、同項目に500点満点中50点を配点している（価格についての項目が設定されていることから、総合評価落札方式になじまない案件ではないものと考えられる。）。</p> <p>同委員会では、本契約を企画競争で調達することとした理由について、i) 価格よりも品質をより重視するため、一般競争契約（最低価格落札方式）にはなじまないこと、ii) 過去にも同様の映像資料の制作業務に係る調達案件があり、その際にも企画競争を採用したことを挙げている。</p> <p>（注） 本件のような「<u>広報</u>」に係る業務については、平成18年7月に財務大臣との包括協議が整い、各府省の長による個別協議を経ることなく総合評価方式を採用することが可能となっている。</p>

（注） 当省の調査結果による。

表5-⑥ 同種業務の調達に係る契約方法が府省により区々となっている例④

機関等名	国土交通省（大臣官房会計課）
契約案件名	平成24年度国土交通省広報誌「国土交通」制作業務
契約方式	企画競争による随意契約
契約の相手方	民間事業者
契約日	平成24年4月9日
契約金額（税込）	12,379,500円
応札者等数	9者
概要	<p>（説明）</p> <p>国土交通省では、平成24年度において、国土交通省のビジョンを伝えることにより国土交通行政に対する国民の理解を深め、その必要性・意義を認識してもらうことを目的に、国土交通省が推進する施策、事業及び活動などの国土交通政策についての情報を分かりやすく国民に広く発信するための広報誌「国土交通」（隔月で年6回発行。以下「広報誌」という。）の制作に係る業務について、企画競争による随意契約を締結している。</p> <p>同省大臣官房会計課では、本調達を企画競争で実施することとした理由について、i) 受注者には、国土交通省の施策を十分に理解し、一般読者の興味を引きつける魅力ある誌面づくりのための高い企画編集能力が求められること、ii) 時事を考慮した誌面構成としているため、年間を通して事前想定することが難しく、年度当初に詳細な仕様書を提示することはできないこと、iii) 大臣官房広報課においては、広報誌制作の専門的な知識や技術を有しないことから、技術面についても仕様書に提示することは不可能であることを挙げており、また、広報誌が現在の内容・発行回数になった平成21年度より毎年度、競争性の高い契約方式への移行についての検討は行っているものの、企画競争による随意契約としたとしている。</p> <p>（注） 本件のような「広報」に係る業務については、平成18年7月に財務大臣との包括協議が整い、各府省の長による個別協議を経ることなく総合評価方式を採用することが可能となっている。</p>

（注） 当省の調査結果による。